

## 令和6年度

# 「西都市住宅改修支援事業補助金」

西都市内にお住まいの方または西都市内へ転入する予定の方が住宅の工事を依頼した場合に、対象工事費の20%、最大15万円分を西都商工会議所ギフト券(以下、ギフト券)で交付します。

### 対象となる要件

- ① 交付決定日以前に着工していないこと。着工前の申請のみ受付を行います。
- ② 施工者が以下のいずれかであること。  
・西都市内に本社若しくは本店を有する法人 ・西都市内に住所を有する個人事業主
- ③ 総工事費が、20万円以上であること。
- ④ 西都市内にある住宅であること。※店舗や賃貸住宅は対象外です。  
申請者が居住しているまたはその予定であること。
- ⑤ 建築後10年以上経過している住宅であること。(令和6年3月31日時点)
- ⑥ 申請者本人とその同一世帯全員が市税等を完納していること。
- ⑦ 改修工事が令和7年2月28日までに完了できること。
- ⑧ 対象工事が、過去の西都市や国などの助成制度による助成対象箇所と重複しないこと。
- ⑨ 令和3年度以降に本補助金の交付を受けていないこと。

●補助対象となる工事	●補助対象とならない工事 ※1
① 増築・改築工事	× 住宅などの取壊し工事 × 倉庫または車庫に係る工事
② 外装工事 (例:塗装、屋根の葺き替え、外壁の補修)	× 住宅に付随するテラスなどに係る工事 × 門扉、フェンス、柵又はブロック塀に係る工事
③ 内装工事 (例:床、天井、壁紙の張替え、間取り変更)	× 公共下水道及び農業集落排水に関する宅内排水設備の管路工事
④ 給排水設備改修工事 (例:台所、浴室、洗面室、トイレ)	× 浄化槽の設置および管路工事 × 灯油ボイラーまたはガス給湯器その他これらに類する製品の処分、購入および設置に関するもの
⑤ 建具・サッシ工事 (例:畳、ふすま、窓ガラス、ドア、網戸、シャッター)	× 畳の表替え、ふすまの張替など、工事といえないもの
⑥ 電気設備改修工事	× 自然冷媒ヒートポンプ給湯機(エコキュート)、電気温水器、電磁誘導加熱調理器(IHクッキングヒーター)、照明器具、エアコンディショナー、太陽光発電設備、その他これらに類する製品の処分費用、購入費用および設置費用
⑦ 防音工事	
⑧ 断熱化工事	
⑨ 住宅内のバリアフリー化工事 ※2	

※1 その他、シロアリ工事、コンクリート工事、井戸に関する工事、造園工事、土地の購入および造成に係る費用、広告または看板などの設置に係る費用、工具または工事用機械等の購入に係る費用は補助対象となりません。

※2 介護保険法に規定する居宅介護住宅改修費および介護予防住宅改修費の支給との重複除く。


### 補助額

4万円～上限15万円分 対象工事費の20%(千円単位)をギフト券で交付します。

## 申請の流れ

- ① 商工観光課へ申請 → ② 交付決定 → ③ 工事着工 (変更がある場合は変更申請) → ④ 工事完了 →  
 ⑤ 実績報告書の提出 → ⑥ 交付確定 → ⑦ ギフト券交付 → ⑧ ギフト券受領 (商工会議所)

## 申請時に準備するもの

必要書類	備考
① 交付申請書	商工観光課または市ホームページにて取得できます。 ※ 必ず新様式を使用してください。 旧様式の提出は受け付けません。 ※ 修正テープ等での修正は不可です。  ▲市ホームページ
② 事業計画書	
③ 収支予算書	
④ 住民票謄本 <sup>とうほん</sup>	市民課にて取得できます。(手数料が必要です) 申請者本人とその同一世帯員全員が記載された原本を提出してください。
⑤ 市税完納証明願	商工観光課またはホームページにて取得後、税務課にて証明が必要です。 (手数料が必要です) 申請者本人とその同一世帯員全員分を証明したものを提出してください。
⑥ 固定資産税課税台帳(名寄せ)の写し	税務課にて取得できます。(手数料が必要です ※縦覧期間中は無料) 建物の登記事項証明書(法務局)での手続きも可能です。
⑦ 工事見積書	「施工者が申請者宛てに発行したもの」を提出してください。 ※ 見積金額が変更する場合は事前に変更申請が必要です。
⑧ 着工前の現況写真	家屋全景写真とあわせて改修工事箇所すべての写真を提出してください。 (実績報告書の提出の際には施工中および工事完了後の写真が必要です)
⑨ 間取り図	改修工事箇所がわかるように蛍光ペン等で囲ってください。 ※ 外装工事のみを実施する場合は必要ありません。

※ 転入予定の場合・・・誓約書の提出が必要です。

※ 「申請者」と「住宅の所有者」が異なる場合・・・所有者との関係が分かるもの(戸籍謄本など)が必要です。ただし、④「住民票謄本」で関係が確認できる場合は必要ありません。

## 申請期間

令和6年4月1日(月)から予算の範囲内で随時受付

※ 申請書類や対象工事の確認等で時間がかかる場合があります。

遅くとも着工14日前までには提出してください。

※ 対象工事を中止する場合には14日前までに届け出が必要です。

申請および問合せ先 西都市役所 商工観光課 産業振興係(本庁舎2階)  
 〒 881-8501 西都市聖陵町2丁目1番地  
 TEL 0983-43-3421 FAX 0983-43-2067